

休止・廃止・再開届(高度管理医療機器等販売業・貸与業)

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条第 1 項（法第 10 条第 1 項準用）及び同法施行規則第 178 条（規則第 18 条準用）に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業を廃止し、休止し、若しくは休止した高度管理医療機器等販売業又は貸与業を再開した場合に行う届出書です
提出書類	1 休止・廃止・再開届書 2 廃止にあつては許可証 <div style="text-align: right;">正 1 部提出。</div>
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	届出書について ・ 休止、廃止、再開については該当項目をマルして下さい。 ・ 「許可番号及び年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。 ・ 休止にあつては、備考欄に休止の理由及び休止予定期間を記入して下さい。 ・ 廃止にあつては、備考欄にその理由を記入してください。